

国債・投資信託取引に関する書面の電子交付規定

1. この規定の趣旨

この規定は、国債・投資信託取引にお客さまへ交付する書面について、電磁的方法により交付する場合の取扱いを定めるものです。以下、お客さまが、①対面による取引において、電子交付サービスの画面へログインした後に電磁的方法により所定の書面を交付することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付対象書面」といいます。

2. 電子交付対象書面

取引報告書および再投資報告書、分配金報告書、償還金報告書、取引残高報告書、運用報告書、(特定口座)譲渡損益計算のご案内、非課税口座内上場株式等払出通知書、支払通知書、特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書、NISA 信託報酬実額通知、非課税期間終了のお知らせ、非課税口座に関するお手続きのご案内、非課税口座開設のご案内、特定累積投資勘定基準額等通知書、その他当組合が指定する書面。

ただし、国債取引に関しては、取引残高報告書、(特定口座)譲渡損益計算のご案内、支払通知書、特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書、その他当組合が指定する書面を電子交付対象書面とします（以下本号に定める電子交付対象書面を「取引報告書等」といいます。）。

3. 電子交付の方法

(1) 当組合は、次に定める方法により電子交付を行うものとします。

当組合の使用に係る電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録された取引報告書等に係る記載事項を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法。

(2) お客さまは、(1)に規定するお客さまファイルに記録された記載事項に係る取引を最後に行つた日から5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日または当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）は、当該記載事項を閲覧することができます。ただし、当該記載事項をお客さまに書面もしくは他の電子媒体等により交付した場合、またはお客さまから当該記載事項に係る消去の指図があった場合は、この限りではありません。

なお、お客さまが証券振替決済口座を解約された場合、当組合は、お客さまから、電子交付済みの電子交付対象書面の消去の指図をいただいたものとします。お客さまは、解約前に電子交付された電子交付対象書面を閲覧することができなくなります。また、解約前に電子交付された電子交付対象書面については、5. (2)に定めるとおり、紙媒体等での交付はできませんので、解約前に当該書面をお客さまの PC またはスマートフォン等に備えられた情報記憶装置に記録（保存）してください。

(3) お客さまがご利用いただける PC またはスマートフォン等は、電子交付対象書面をファイルに記録できるほか、当組合所定の機能を有するものに限ります。なお、PDF ファイル形式の電子交付対象書面を閲覧していただく場合、当組合所定の PDF 閲覧ソフトが必要となります。

(4) お客さまは、電子交付された電子交付対象書面をお客さまのプリンター等で出力することにより、書面の作成することができます。

(5) お客様が、電子交付のサービスを利用できる時間は、メンテナンス時間（原則として毎日午前3:30から5:30）を除く時間とします。ただし、システム等の障害、補修等によって、当組合は予告なく電子交付のサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

4. 電子交付の承諾およびお申込み

- (1) 証券振替決済口座の開設を申込みされるお客様は、紙媒体等による交付をご請求された場合を除き、お申込みの際に、2. に規定する取引報告書等について、当組合から電子交付を受けることを承諾し、お申込みをされたものとし、当組合は、お客様に取引報告書等を電子交付します。
- (2) (1) の承諾は、お客様の取引の対象となるすべての電子交付対象書面について、包括的に行われたものとします。
- (3) 本規定に基づく電子交付のサービスは無料とします。

5. 電子交付対象書面の紙媒体等による交付

- (1) 証券振替決済口座を開設されたお客様が、2. に規定する電子交付対象書面について、紙媒体等での交付を希望される場合には、当組合所定の手続きをしていただくことにより紙媒体等での交付を受けていただくことができます。
- なお、この手続きには一定の期間を要し、お客様は、この手続きが終了するまで紙媒体等による交付を受けることができず国債・投資信託をご購入いただけない場合があります。
- (2) お客様がすでに電子交付を受けた電子交付対象書面については、紙媒体等による交付を受けることができません。
- (3) 2. に規定する電子交付対象書面について、お客様が電磁的方法によらず紙媒体等での交付を求められる場合には、当組合所定の手数料がかかることがあります。
- (4) 2. から4. までの規定にかかわらず、システムトラブルなどにより電磁的方法による交付が行えない場合など、当組合の都合により電子交付によらず、紙媒体等により交付させていただく場合があります。

6. 電子交付の終了

- (1) 当組合は、次の①から④に該当する場合、電子交付を終了します。
- ① お客様から5. (1) の規定により電子交付を終了する旨の申し出があった場合
② 証券振替決済口座が解約された場合
③ 止むを得ない事由により当組合が電子交付の終了を申し出た場合
④ 当組合が電子交付を終了した場合
- (2) 法令の変更、監督
- 官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当組合は一旦電子交付を停止し、紙媒体等による交付ができるものとします。

7. 免責事項

当組合は、次の①および②に係る損害については、その責を負いません。また電子交付に関する限り、当組合は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別な事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

- ① 電信または郵便の誤配、遅延等当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器およびコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

8. 合意管轄

この規定に関するお客さまと当組合との間の訴訟については、当組合の本店もしくは支店の所在地を管轄する裁判所または東京地方裁判所の中から、当組合が管轄裁判所を指定できるものとします。

9. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットの利用その他相当の方法により周知します。

以上

令和7年12月27日 制定